

まちづくり 平成31年度街なか再生助成金

市街地整備や街なかの再生に資する取り組みを行う民間団体を資金面で助成します。

〔助成金額〕 上限100万円

〔申込締切〕 3月31日

【対象団体】
NPO法人
市民活動団体

〔発信元〕 (公財)区画整理推進機構
〔URL〕 <https://www.sokusin.or.jp/town/subsidy.html>

文化 ポーラ伝統文化振興財団助成

伝統工芸技術、伝統芸能、民俗芸能及び行事など、日本の無形の文化財の記録や研究、保存・伝承活動において、有効な成果が期待できる事業に対し助成します。

〔助成金額〕 30万～200万円

〔申込締切〕 3月31日

【対象団体】
NPO法人
市民活動団体

〔発信元〕 (公財)ポーラ伝統文化振興財団
〔URL〕 <http://www.polaculture.or.jp/promotion/jyoseiapply.html>

環境 H31「タカラ・ハーモニストファンド助成事業」

日本の森林や水辺の自然環境を守る活動や、そこに生息する生物を保護するための研究に対して助成します。

〔助成金額〕 総額500万円(10件程度)

〔申込締切〕 3月31日

【対象団体】
NPO法人
市民活動団体

〔発信元〕 宝ホールディングス株式会社
〔URL〕 <https://www.takara.co.jp/>

福祉 HTM 基金

障がい・病気に悩む人々とその親が抱えている様々な医療・福祉上の支援活動を行っている日本国内において活動する法人を助成します。

〔助成金額〕 上限30万円

〔申込締切〕 3月28日

【対象団体】
NPO法人

〔発信元〕 (公財)公益推進協会
〔URL〕 <https://kosuikyoo.com/3145>

福祉 配食用小型電気自動車寄贈事業

高齢者を対象とした福祉活動を支援するため、高齢者向けに配食サービスを行っている民間団体に対し、配食用小型電気自動車(愛称:みずほ号)の寄贈を行います。

〔助成金額〕 配食用小型電気自動車1台
全10団体への寄贈を予定

〔申込締切〕 6月7日

【対象団体】
NPO法人
市民活動団体

〔発信元〕 (公財)みずほ教育福祉財団
〔URL〕 <http://www.mizuho-ewf.or.jp/index.html>

福祉 第31回「わかば基金」

地域に根ざした福祉活動を行っている団体を助成します。

①「支援金」部門
国内のある一定の地域に福祉活動の拠点を設け、活動を広げたい

〔助成金額〕 最高100万円

②「リサイクルパソコン」部門
パソコンを利用して地域で活発な福祉活動に取り組んでおり、台数を増やすことで活動の充実を図る

〔助成金額〕 1グループ3台

③「災害復興支援」部門
東日本大震災以降に激甚災害指定を受けた災害の被災地域に活動拠点が有り、福祉活動を通して、その地域の復旧・復興をすすめる

〔助成金額〕 最高100万円

〔申込締切〕 3月29日

【対象団体】
NPO法人
市民活動団体

〔発信元〕 (福)NHK 厚生文化事業団
〔URL〕 <https://www.npwo.or.jp/info/12995>

※各種助成金の詳細については
発信元のホームページをご覧ください

NPO法人、市民活動団体のみなさま

この度、3月31日をもって、益田市市民活動支援センターを退職することとなりました。センター職員となり3年、自分の住んでいる益田市のことなど何も考えたことなかった私が、どんどん益田を好きになり、関心を持ち、行動したいと思うようになりました。これもひとえに、みなさまの活動や想いを知ることが出来たからだと思っています。心より感謝申し上げます。

4月から、益田市職員となります。みなさまからいただいた想いを胸に、様々な課題に取り組んで参ります。今後とも、変わらぬご指導ご鞭撻を賜りますようよろしくお願いいたします。未筆ながら、みなさまの益々のご活躍をお祈り申し上げます。

益田市市民活動支援センター 桑原

発行元：益田市市民活動支援センター
益田市常盤町1番1号 益田市役所人口拡大課

TEL:0856-31-0600 FAX:0856-23-7708
Eメール:np0@city.masuda.lg.jp



ますだすまいる 通信

平成30年度ふるさとづくり大賞

団体表彰(総務大臣表彰)受賞

二条里づくりの会

2月4日(月)に都市センターホテル(東京都)で「平成30年度ふるさとづくり大賞表彰式」が開催され、二条地区の地域自治組織「二条里づくりの会」が、これまでのふるさとづくりの取組が評価されて、総務大臣表彰を受賞されました!

【ふるさとづくり大賞とは】

全国各地で、それぞれのところをよせる地域「ふるさと」をより良くしようと頑張る団体、個人を表彰することにより、ふるさとづくりへの情熱や想いを高め、豊かで活力ある地域社会の構築を図ることを目的として、昭和58年度から実施しています。(※総務省ホームページより抜粋)



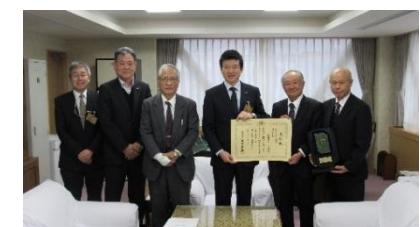
東京都で行われた表彰式の様子

地域自治組織「二条里づくりの会」の取組

二条地区では、人口減少・少子高齢化の影響による若者世代の減少、高齢者世帯の増加、農業等の担い手不足、中学校の統廃合など様々な課題を抱えておられ、この課題を解決していくため、住民全体の地域運営を進める地域自治組織を立上げ、「定住対策・次世代育成・里山保全・歴史や文化の継承・地域資源の掘り起こし・特産品のブランド化・情報発信・地区内外交流」をつなげる元気な邑づくりサイクルに地域ぐるみで取り組んでおられます。

受賞に至った評価ポイント

本会の取組が評価されたポイントは、他地域における組織運営の参考となっていること、元気な邑づくりサイクルを図る仕組みが功を奏し、UIターン者の増加につながっていること、「なりわい」「ひと」「くらし」の3つの部会が課題解決に向けて工夫を凝らした取組が展開されていること等が評価され、今回の受賞に至ったそうです。



2月7日(木)
今回の受賞を受け
益田市長へ報告

2月24日(日)桂平
小学校(旧西南中学校)
体育館にて、受賞
記念祝賀会を開催



特定非営利活動法人

2019年1月、益田市から新たに2つの特定非営利活動法人（NPO法人）が設立しました。今回は、新たに設立された法人からG.I.F.T in nature を紹介します！

特定非営利活動法人 G.I.F.T in nature

理事長 原田 千栄

所在地 益田市匹見町紙祖イ41番地7

問合せ先 ☒ gift.in.nature488@gmail.com



【目的】

この法人は、間伐が遅れている人工林及び放棄されている天然林の手入れを促進し、間伐材・林地残材を回収して薪等のエネルギーとして活用する「木の駅事業」を営むことを通じて持続的な人と森林の関係を再生することを目的とする。そのために中山間地域で定住・就労促進への技能教育を行う「森の担い手育成事業」、また「林業の六次産業化」を図り地域の振興・活性に寄与する活動を行う。

また森林保全や自然保護の普及啓発に関する事業を行い、地域の生活環境と自然環境の改善に努めることで、人と自然の調和のとれた環境社会づくりと次世代の森の担い手育成に寄与する。

【事業】

- ・特定非営利活動に係る事業
 - (1) 森林保全に関する事業
 - (2) 「木の駅事業」とそれに関する事業
 - (3) 「森の担い手育成」とそれに関する事業
 - (4) 林産物やそれに関連する農作物の販売の支援
 - (5) 地域や学校での環境教育事業
 - (6) その他目的を達成するために必要な事業
- ・その他の事業
 - (1) 寄附された物品の販売事業
 - (2) ホームページへの広告掲載事業
 - (3) 備品・設備の貸借事業

日本の森林面積は国土の約7割を占めており、先進国の中では有数の森林大国です。しかしその「自然豊か」と思われていた森林は今、災害に弱い「危険な森」となっていることがわかってきました。外国材の輸入解禁により木材価格が下落、林業は産業として維持できないほど衰退し、就業者数も減少、結果多くの山林で間伐が遅れ、あるいは放棄されて管理が行き届かなくなり、暗く植生の乏しい土砂崩れを起こしやすい山林となっています。

入会金：正会員（個人・団体）1,000円
年会費：正会員（個人・団体）2,000円

森づくり
頑張ってます！

木の駅事業

かつて林業で栄えた益田市匹見町で、間伐材・林地残材を買い取り、薪に加工し燃料として供給します。木材を出荷する林業従事者も限られており量もまだ少ないのが現状です。そのため、広く事業を知ってもらい、地域の山林に携わる人の安全のため、チェーンソーの安全教育や技術研修といった講演会等を実施します。

森の担い手育成事業

中山間地域の定住・就労促進のため地域の山林を集約し、地域おこし協力隊として技能教育を受け自伐型林業の展開を進めています。

イベント情報

基礎からはじめる！

NPO入門講座

2019年4月25日（木）

13:30～16:15

会場：市民学習センター202

参加費：無料 定員：30名

申込締切：4月18日（木）

【お問合せ】

（公財）ふるさと島根定住財団
TEL 0852-28-0690

Web申込



フレフレしまね 申込

活動を始めようとしている方
どの法人格を選ぼうか迷っている方
NPOに興味のある方
NPO初心者におすすめです！！



NPOヒント

～NPO法人設立・運営の手引き(H29年7月)より抜粋～

NPO法人の管理運営「情報公開」

毎事業年度開始後3か月以内に、前事業年度にかかる事業報告書等の書類を作成し、**全ての事務所**へ備え置き、社員及び利害関係者の求めがあれば閲覧させる必要があります。

また、事業報告書等は所轄庁へ提出し、一般の閲覧に供されます。3年以上、事業報告書等の提出を行わないときは、所轄庁は設立の認証を取り消すことができます。

| 閲覧書類 | | | |
|------|-----------|-------------------------------|-------------|
| ✓ | 事業報告書 | ✓ | 役員名簿(最新のもの) |
| ✓ | 活動計算書 | ✓ | 定款 |
| ✓ | 貸借対照表 | ✓ | 認証に関する書類の写し |
| ✓ | (計算書類の注記) | ✓ | 登記事項証明書の写し |
| ✓ | 財産目録 | ☑事務所に書類が揃っているか 確認してみてください！ | |
| ✓ | 年間役員名簿 | | |